

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について －特別牛乳の容器の口に係る規定の改正－

1. 経緯

特別牛乳とは、各都道府県が定める施設基準等に適合し、特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設において製造されるもので、一般の牛乳に規定されている加熱殺菌を省略することができる。特別牛乳については、食品衛生法第11条第1項に基づき規定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令中の乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準として、「特別牛乳の容器の口は紙又は金属で覆うこと」と規定されている。

今般、特別牛乳の容器の口の覆いに使用できる材質として「合成樹脂」を追加する旨の規定の整理を行うものである。

2. 現状

特別牛乳ではないが、牛乳においては既に合成樹脂製の覆い（一般に「フード」と呼ばれている。）が広く利用されている。

特別牛乳の覆いは、覆い部分が直接牛乳と接触するものではないことから、牛乳びんの飲み口の汚染防止等と考えられ、合成樹脂であっても、紙や金属と同様の効果があるものと考えられる。今般、特別牛乳の販売に関し新規参入があったため、規定を整理するものである。

なお、紙栓とフードに替わるものとして合成樹脂の蓋も使用されており、これら容器包装として使用する合成樹脂に関しては、乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準が適用される。

3. 改正の内容

特別牛乳の容器の口の覆い（栓の上より覆うものであって、直接牛乳に接触するものでない）に使用できる材質として「合成樹脂」を追加する。

4. その他

本改正案については、内閣府食品安全委員会において、食品安全基本法第11条第1項の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨の回答を得ている。

また、本改正案について、意見・情報を募集したところ、意見は寄せられなかった。